

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県規則第六号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項を次のように改める。

第三条から第七条まで、第八条第一項、第九条及び第十条の規定は基準該当児童発達支援の事業について、第三条から第六条まで、第八条第一項、第九条及び第十条の規定は指定放課後等デイサービスについて、第三条から第六条まで、第八条第一項及び第九条から第十二条までの規定は基準該当放課後等デイサービスの事業についてそれぞれ準用する。第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の二の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第十二条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について廣告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
3 指定放課後等デイサービス事業者は、条例第七十条において準用する条例第二十六条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たつては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならぬ。

- 一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- 三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- 五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要

広島県知事 湯崎英彦

な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。